

令和4年4月28日

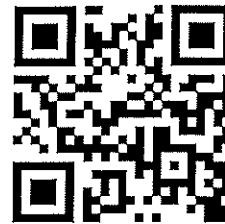
会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰
救急医療担当理事 高室 暁

要配慮者利用施設における避難確保計画の 作成・活用の手引きの改訂等について

神奈川県医師会を通じて、通知がまいりましたのでお知らせいたします。
手引きはホームページよりご覧ください。

<https://qr.paps.jp/sBmyT>



神奈川県医師会
理事 久保田 毅

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用の 手引きの改定等について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、標記について、日本医師会常任理事より別添のとおり通知がありました。

本件は、大雨による浸水や土砂災害が発生するおそれがあるとき、高齢者施設等の要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定められた計画「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用の手引き」が令和4年3月に国土交通省により改定されましたので周知するものです。

「避難確保計画の作成」や「避難訓練の実施」は、要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難確保を図るために重要であり、水防法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）及び津波防災地域づくりに関する法律において、市町村の「地域防災計画」に位置づけられた要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設）について、避難確保計画の作成等が義務付けられています。

避難確保計画の作成・活用の手引き・eラーニング教材掲載URL

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibu/bousai-gensai-suibou02.html>

※今後、別添Eラーニングテキストについて、ナレーションを追加した動画が作成され、また、市町村担当者向け研修として、講義動画が作成・公表される予定です。

以上

お問い合わせ先

地域医療課 担当：佐々木